

四日市市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年3月31日

四日市市長 田中俊行

四日市市規則第48号

四日市市立隣保館条例施行規則の一部を改正する規則

四日市市立隣保館条例施行規則（昭和48年四日市市規則第12号）の一部を次のように改正する。

第2号様式を次のように改める。

第 号

人権プラザ使用許可書

住 所

氏 名

月 日付け申請のありました会館（ 室）の使用については、次の条件
を附して許可します。

年 月 日

四日市市長

㊟

条 件

この通知について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して
3か月以内に四日市市長に対し審査請求をすることができます。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(総務部人権・同和政策課)